

定本聊齋志異卷三

定本聊齋志異夢



定本 聊齋志異 全六卷
卷 三



昭和三十年八月二十五日 初版印刷
昭和三十年八月三十日 初版發行

定價九百五十拾圓

譯者 柴田天馬

發行者 秋山修道

印刷者 中内佐光

發行所 株式會社 修道社

東京都中央区日本橋小舟町二丁目四番地
電話茅場町(66)一七三四、二〇六四番
振替口座(東京)六一六一九一番

落丁、亂丁のものはお取替へいたします。

総印刷・鈴木製本

次

[illegible]

七
六
九七
九九
二〇二
二〇九
二二一
二二八
二二九
二二三
二二七
二二八
二三一
二三九
二四三
二四九

狐嫁女	金姑夫	瑞雲	向杲	黃九郎	劉全	王子安	寶氏	灘水狐	褚生	山市	鄱陽神	陸判	丐僧	酒友	寄生
二四六	二四四	二三八	二三五	二二〇	二二五	二二〇	二〇四	二〇〇	一九二	一九〇	一八八	一七六	一七四	一七〇	一五九

庚	泥	葛	小	農	餓	劉	夏	邑	堪	白	水	書	鴉	斫	聶
	書					亮				秋					小
娘	生	巾	謝	人	鬼	采	雪	人	輿	練	災	癡	頭	蟒	倩
.....															
三三八	三四六	三三三	三二八	三二五	三二一	三〇八	三〇六	三〇五	三〇二	二九八	二八八	二八〇	二六八	二六七	二五三

真	生	三
郭	秀	才
賈	兒	三
義	鼠	三
金陵	女子	三
詩	讞	三
夜	明	三
放	蝶	三
橘	樹	三
紐	鉞	三
種	梨	四
博	興	女
晚	霞	四
于	中	丞
于	中	丞
鬼	妻	四

俠 小 焦 捉

女 梅 螟 狐

.....

四六

.....

四四

.....

四三

.....

四〇

扉・挿畫 福田 貂太郎

定
本
聊^{れう}
齋^{さい}
志^し
異^い
卷
三

小 翠

王太常は越の人だつた。總角の時、榻上で臥てゐると、忽ちそらが陰晦つて巨霆暴作した。

と、一物ら猶より大きなものが身下に来てみを伏し、まはりを展轉つて離れなかつた。移時して晴霽すると、物は即逕に去つてしまつたが、よく視ると猫では非かつたから、怖くなつて隔房しに兄を呼んで様子をなした。兄はそれを聞くと喜んで、

「狐が雷霆の劫を避けに來たんだ。弟は必と大い貴をするぜ！」

と曰つたが、その後果して少年ながら進士に登り、縣令の待遇で都に入り、侍御といふ太官になつたのである。

かれは元豐といふ一子を生けたが、絶い癡で、十六歳にもなりながら牝牡の區別さへ知らなかつたので、卿の黨で與爲婚ものが無かつた。之が王の憂だつた。

適ら少女を率れて登門た婦人が有つて、婦に請爲れと自た。で、其の女を視ると、嫣然展笑つたが、眞くそれは仙の品だつたから、ひどく喜り、姓氏を問くと婦人は自言た、

「わたくしどもは虞氏で、女の名は小翠、年は二八でございます」

で、聘の金だかを與議すると、

「是の子は我に従てれば糖敷すら飽たべることが不得のに、一旦ち廣な厦に置身、婢僕を役つて、膏粱を厭といふほど頂けるんですから、彼は意適でせうし、我も願慰でございます。賣菜に直は素けません」

いふことが悦つたので、夫人は優厚なしてやつた。すると婦は女に命け、王と夫人とに拜をさせて曰ふのだつた、

「此は爾の翁ご、姑ごです。奉事宜謹かなければなりませんよ。我は大忙いんだから且つ去つて、三數日のうちに當復來からね」

で、王が僕と馬とを命けて送らせようとすると婦は、

「郷里は不遠いんですから、無煩多事でくださいまし」

と曰ふ途、門を出て去つてしまつた。が、小翠は殊に悲しみも戀しがりもしない便、園の中の花様ものを翻取かへしてしらべてゐた。

夫人はたいそう小翠を愛樂くおもつた。そして數日かすぎたけれど婦が至ないので、居里を問いたが、女は悠然してゐて、道路を言することが不能かつた。遂、別院に泊をし、そこで夫婦に婚禮をさせた。貧賤家の兒を拾得つて新婦にしたといふのを聞き、諸戚は共に笑冊つてゐたが、女を見て皆な驚いた。群議も始息なのである。

女はうつくしい又に甚う慧で、翁姑の喜怒がよく能窺つたから、王公夫婦の寵惜がりやうは過於常

情、惟だ女が子の癡なのを憎りはしないかと惕々恐れてゐた而、女は殊う歡笑くして、嫌るやうなことはなかつた。第だ善諦で、布を刺つて圓を作り、それを踢蹴て爲笑るのだつた。小さな皮靴を著いて數十歩のあなたに蹴去し、公子を給して奔けていつて拾つてこさせる、で、公子と婢とは恆う流汗になつて相屬けた。

一日王がそこを過つた偶、圓が礪然と飛んで来て直中面目つた。女と婢とはすぐ斂迹去てしまつたが、公子だけは猶り踴躍でまりを奔逐けるのだつた。王は怒つて投之以石た。で、始と地に伏れて啼きだした。王が以狀を夫人に告すと、夫人は往つて女を責つたが、女は惟だ俛首いて微笑しながら、以手剗牀つてゐた。そして夫人が歸つて既、また故の如に懲けたまねをして跳びまはり、脂粉を公子のかほに塗つて鬼の如に作花面つた。夫人は之を見て甚く怒り、女を呼んで詬罵けると、女は几に倚りかかり、帯を弄つてゐるばかりで懼りもしなかつたし、くちも言なかつた。夫人は無奈之いの因、其子を杖つた。元豐は大きく號んだ。始と女は色を變へ、屈膝いて乞宥つたので、夫人の怒は頓ち解け、杖を釋て去つてしまつた。女は笑んで公子を拉れて室に入り、衣上塵を代撲つたり、眼涙を拭いたり、杖の痕を摩挐つたり、棗や栗を餌べさしたりしたの乃、公子はやつと收涕以忻した。それから女は戸を開め、公子の装を霸王に作て、沙漠地方の人に作らへ、己は豔な服に細腰を束つて、虞美人に扮ち、婆娑と帳下の舞を作たり、或は髻に雉の尾を挿し、琵琶を丁々縷々然撥きならしたりして、一室で喧笑ひ興するのを毎日の以爲常にしてゐたが、王は子の癡ことをおもふと、婦を過く責るに忍びないの即、微しぐらゐるは焉を聞いても、亦若置之とがめないのだつた。

同じ巷にやはり王といふ給諫が有つた。十餘戸相隔れてゐるだけではあつた然ど、素から仲が不相能つた。時ら三年めの大計吏に値り、公が河南道臺の篆に握つたのを王は忌いましがり、をりがあつたら中傷しようと思つてゐた。公は其の謀を知つて憂慮はしながらも、さてどう爲るといふ計はなかつた。ある夕、公が早く寝たあとで、女は冢宰の狀に冠帯を着飾り、素い絲を翦つて濃なつけ髻を作らへた。又て青い衣を兩の婢に飾せて虞侯に爲たて、竊り厩から馬をひきだし、それに跨つてそとに出ると、

「王先生にお謁るのぢや」

と戲言ながら給諫の門に馳至けたが、即之又た従人を鞭撻ち、

「我は侍御の王に謁ひたいのぢや。給諫の王に謁ふのでは寧い」

と言ふと、轡を回して歸つてきた。そして家門に至た比、眞と爲ひ悞へた門者が、奔けだして王公にさう白つたので、公は急に起きあがつて承迎へたが、子婦の戯れたと知ると、甚う怒つて、夫人に謂つた、

「人が我の瑕を踏さうとしてゐる方に、反つて聞聞のものの醜ふざけを、むかうの登門つて告げてきたやうなものぢや。我の禍も遠くはあるまい！」

それをきくと夫人も怒つて女の室に奔けこみ、やかましく詬譟つたけれど、女は憨笑をしてゐる惟で並に不置詞かつた。榷之のは不忍だし、出之せばかへる家が無いのだし、公夫妻は終夜寝ずに懊怨むのであつた。

その時、冢宰某公の赫は甚したものだつた。そして儀采や服従など、女の僞た装と少しも殊別なかつたので、王給諫も亦り眞と悞爲へ、屢々公の門ぐちを偵はせたが、中夜になつても客は出てこなかつた。で、冢宰と公とが陰に謀してゐるものと疑つた給諫は、次日早朝公に見ふと、

「昨夜相公が君の家に至られましたか」

と問曰ねてみた。其を相譏だらうと疑つた公は、慙顔をして、

「唯々……」

といつたとき、不甚響答とごまかしてしまつた。給諫は愈よ疑ひをふかめ、公をおとしいれようといふ謀を寝したばかりでなく、由此は益々公と交驩くするやうになつた。其事情を探り知つた公は竊に喜び、陰々夫人に囑け、これからは行ひを改めろと女に勸さすと、女は笑ひながら應之した。

逾歳、首相は職を免めたが、適ら公に致る私函が有つたのを、つかひのものが誤へて給諫の家に投じたので、給諫は大きく喜び、先づ公と善してゐる者に托んで、萬金假りに往かした。公は之を拒つた。で、給諫は自分で公の所にでかけて詣つた。公はお客だといふので、布袍を貸したが並不可得かつた。給諫は久いこと伺候され、公が慢してゐるのを怒つて行かうと將る忽、女子が、袞衣旒冕をした公子を推して内門から出てきた。給諫は大きく駭いたが、已て笑ひながら公子を撫り、服や冕を脱せ、それを襍んで去つてしまつた。

公が急いで出てきたときには、客は已うかなり速くへ去つてゐた。公は其故を聞くと驚いて土の如な顔いろになり、大そう哭いて、

「此は禍水だ。指日に吾の一族を赤ざせるにちがひない！」

と曰ふと、夫人と與に杖を執つてせめに往つた。女には已う之が知つてゐたとみえ、へやの扉を闔め、公夫婦の任託屬にしてゐた。公は怒つて其門を斧らうとした。女は在内で含笑而ら曰つた、

「お怒りになら勿いでください翁さま！ 有新婦在！ 刀鋸斧鉞は婦自受之けて雙親に貽害するやうなことはしません！ 翁さまは若此をなさつて婦をお殺しになつたら、口が減つてしまふぢやありませんか」

乃、公は手を止めたのであつた。

給諫は歸ると果して王に不軌のきざしがあるといふことを掲げて抗疏すると共に、袞と冕を據と作てさしだした。上は驚いて之をお驗べになつた。と、冕の旒は梁韜の心で製つたものだつたし、袍は敗れた黄袱だつた。上は其が誣の上奏をしたことをお怒りになつた又、元豐を召至せ、其の憨狀可掬を見になると笑ひながら、

「此が天子に可以作耶な」

と曰つ乃、法司のものにお下げになつた。すると給諫は又た家に妖人が有るといふかどで公を訟へた。で、法司の役人が王家の臧獲を厳しく詰べると、並は言つた、

「惟だ顛ひ婦と癡兒が、毎日戲笑けてをります他に、かはつたことはござい無」

で、鄰里のものをしらべたが、亦り異つた詞も無かつたの乃、案が定み、給諫は雲南の軍役に充てられることになつた。